

上尾市児童館指定管理者候補者審査基準

1 審査基準の目的

この基準は、上尾市児童館の管理を指定管理者に行わせるにあたって、最も適当と認める団体を指定管理者候補者（以下「候補者」という）として選定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 上尾市児童館指定管理者候補者選定委員会の設置

上尾市児童館指定管理者候補者選定委員会は、応募者から提出された申請書について、総合的な観点から審査を行い、応募者の中から上尾市児童館の指定管理者に最も適している候補者を選定するものとする。

3 審査基準

《選定基準（審査）のポイント ～1次審査 応募資格の審査～》

1 応募できる者の要件

- ① 上尾市及び近隣市町（さいたま市、桶川市及び伊奈町）に本・支店（営業所）等の活動拠点を置く法人その他の団体か。
- ② 個人での応募ではないか。
- ③ グループでの応募の場合は、グループの名称と代表団体を定めてあるか。
- ④ グループ内の出資比率は、代表団体においては50%以上であるか。
2 団体の場合…30%以上
3 団体の場合…20%以上
- ⑤ グループでの応募の場合は、共同企業体仮協定書（別紙1）の添付があるか。
- ⑥ グループでの応募の場合は、構成団体に市内事業者があるか。

2 応募の制限要件

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
- ② 上尾市契約規則第15条（第29条）の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者。

- ③ 申請書の提出期限日から候補者決定までの期間に、上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成6年7月26日市長決裁。以下「入札参加停止等の措置要綱」という。）の規定に基づく入札参加停止の措置を受けている者。
- ④ 申請書の提出期限日から候補者決定までの期間に、上尾市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成8年8月9日市長決裁）の規定に基づく指名除外の措置を受けている者。
- ⑤ 申請書の提出期限日から候補者決定までの期間に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法第236条の規定により更生手続廃止の決定を受けた者を含む）。ただし、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされている者を除く。
- ⑥ 申請書の提出期限日から候補者決定までの期限に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法第191条の規定により再生手続廃止の決定を受けた者を含む）。ただし、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされている者を除く。
- ⑦ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税、市税等を滞納している者。
- ⑧ 市長、副市長、市議会議員若しくは指定管理者の候補者の選定の審査に関与する市の職員又はそれらの配偶者が役員として属する法人等（市が出資している法人その他財政支出等を行っている法人を除く）。
- ⑨ 地方自治法第180条の5第1項に規定する市に設置する委員会の委員又は委員（以下「委員等」という）が代表者その他の役員である法人等（当該施設の業務が当該委員等の職務に関するものでない場合を除く）。
- ⑩ 役員（無限責任社員、取締役、執行役、監査役、これらに準ずべき者を含む）が、上記⑦～⑨に該当する者。
- ⑪ 施設説明会に参加しなかった者（共同事業体等で応募する場合は、構成員全てが参加すれば応募資格を満たす）。
- ⑫ その他、当該施設の管理業務をすることが、適当でないと認められる者。

《選定基準（審査）のポイント ～2次審査～プレゼンテーション及びヒアリング》

- 1 市民の平等な施設の利用を確保することができるものであること。
 - (1) 管理運営の基本方針が市の児童館の設置目的及び国の児童館ガイドラインの目的と合致しているか。
 - (2) 「公の施設」の利用について、市民の平等な施設利用に対する取り組みについて示されているか。

- 2 指定管理者制度の目的を効果的に実現できるものであること。
 - (1) 指定管理者として児童館を管理する上での基本的な考え方と達成目標が示されているか。
 - (2) 施設の機能を十分に活用し、環境配慮等を考慮した利用者サービス向上に直結した独自の視点に立った提案が示されているか。
 - (3) 建物及び設備を安定かつ効率的に維持管理できる計画が示されているか。
 - (4) トラブルや苦情処理への迅速な対応（提案内容等）が具体的に示されているか。
 - (5) 収支予算書等に必要な経費が計上されているか。
 - (6) 良質なサービスの提供及び健全な管理運営をするための額となっているか。
 - (7) 備品等（展示物、藤城清治氏の影絵又は九代玉屋庄兵衛氏のからくり人形を含む）の保守管理は適正に示されているか。

- 3 地元雇用について、効果的で実現可能な計画が示されていること。
 - (1) 市内居住者の積極的な雇用に対しての配慮がなされているか。

- 4 地域の活性化、安全性などの実現性があること。
 - (1) 地域の活性化（市内業者の活用・市内調達等）について考慮された提案が示されているか。
 - (2) 地域や利用団体との協働や子どもへの支援のため、日頃より地域の子どもの安全と福祉的な課題に対応する視点に立った具体的な提案が示されているか。

5 子育て支援などの上尾市の取り組みを考慮し、児童館の設置目的及び国が示す児童館ガイドラインの目的を効果的に達成し、迅速で効率的な運営を行うことができること。

- (1) 提案事業及び自主事業計画について、募集要項の趣旨を勘案した提案が示されているか。
- (2) 乳幼児をもつ保護者への支援について具体的な提案が示されているか。
- (3) 利用者等のニーズを把握する仕組み、サービスの向上への取り組みの提案が示されているか。
- (4) 小学生、中学生及び高校生を対象とした事業等を通じての児童館との関わり方について提案が示されているか。

6 必要な人員を確保するなど計画的な雇用や適正な人件費の計上がなされた計画となっていること。

- (1) 知識及び経験を有する職員（児童厚生員等）確保の提案が示されているか。
- (2) 適正な人件費の計上がなされているか。
- (3) 人員の配置は募集要項等を踏まえた内容が示されているか。
- (4) 職員に対する研修について十分な内容が示されているか。

7 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。

- (1) 法人の財政基盤の安定性はあるか。
- (2) 透明性の確保・監査体制。
- (3) 指定管理者としての実績があるか。

8 関係する法令の規定を順守し、業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いや児童館の適正な運営を行うことができること。

- (1) 情報の取扱いについての基本的な考え方が示されているか。
- (2) 利用者に対する具体的な安全・防犯防災・緊急時対策が示されているか。
- (3) 組織体制及び市との連携体制について示されているか。

4 上記審査基準に基づいた評価項目を設定し、「評価項目ごとに点数を配分した評価表」を定めるものとする

《選定基準（審査）のポイント ～1次審査～》

応募者から提出された申請書類の不備及び応募要件・応募の制限への該当の有無を確認する。

《選定基準（審査）のポイント ～2次審査～》

- (1) 選定方法は、一抜け方式とする。申請した団体等の受注機会の確保を目的として、複数の案件があるときに決定順位の上位の案件について、指定管理者として選定された者が、その後に審査される他の案件について申請を行っている場合は、その後審査される他の案件の申請を無効（指定管理者として決定しない）とする。なお、審査は募集要項に記載する上限額の高い施設から行うこととする。
- (2) 第1次審査を通過した応募者による申請書類及び応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを勘案し、上尾市指定管理者候補者選定委員会において総合的に審査
- (3) 各委員の評価表による合計得点で評価する。
- (4) 基準評価値の設定について、施設管理の内容に適合した履行を確認するため、基準評価値を設定し、各委員のすべての評価項目の合計点数の平均が、基準評価値を下回る応募者は候補者とししないものとする。
なお、基準評価値の設定は、評価表の満点点数の約6割とする。

児童館アッピーランド

各項目10点とし、260点満点、基準評価値160点とする。

児童館こどもの城

各項目10点とし、260点満点、基準評価値160点とする。